

## 活動概要書

ふりがな	みついゆりがおかだいにちく まちづくりきょうぎかい
団体名称	三井百合丘第二地区 まちづくり協議会

活動の 方針・内容	<p>住宅地としての良好な環境を保全することを目的に、その実現に向けて以下の目標のもと、「環境宣言」を尊重し、まちづくりを進めています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・閑静なゆとりある低層住宅地という良好な住環境を守り、地域の人々が支えあい、安心して末永く暮らし続けることが出来るまちを目指します。</li> <li>・この地区に建築物を建築するに当たり、地域の景観・住居環境、生活環境の保全に留意し、特に、四囲近隣に及ぼす影響について十分な配慮を行うものとしします。</li> <li>・当団体の活動内容は、地区まちづくりグループ登録又は地区まちづくり組織認定の要件に反するものではありません。</li> </ul>
団体設立 の経緯	<p>平成 26 年、隣接区域の建設問題に加え、近隣の多くの地区において、まちづくりルールが存在していることで、良好な住環境が守られていることを知り、本地区においても良好な住環境を守るために、同年にまちづくりルールの検討を行うまちづくり委員会を設立した。</p>
活動の経過	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 26 年度～ 本地区において、まちづくりルールの検討についてのアンケートを実施、まちづくり委員会設立、地区独自のまちづくりルールの検討に向けた勉強会を開始</li> <li>・平成 27 年度～ ルール素案を確定、説明会とアンケートを実施。合意形成活動を行う。</li> <li>・平成 28 年 12 月～ 地区まちづくり育成条例の構想認定について検討を行う。</li> <li>・平成 29 年 2 月～ 地区まちづくり構想認定を目指すことを決定。意見聴取のアンケート、意見交換会や説明会を行う。</li> <li>・平成 30 年 5 月～ 組織認定の申請に先立ち、関係者に意見聴取を実施。</li> <li>・平成 30 年 8 月 団体名称を「三井百合丘第二地区 まちづくり協議会」に変更</li> <li>・平成 30 年 12 月 組織認定</li> <li>・令和元年 6 月～ ルールに関する意見書等の配布、運用体制等の検討</li> <li>・令和 2 年 7 月～ ルールと運用体制に関するアンケートの実施、ルール適用に関する意向確認を実施</li> <li>・令和 3 年 2 月 構想認定</li> <li>・令和 5 年 10 月 組織認定更新申請</li> </ul>

※ 自治会等に認知された自主協定等の活動内容を示す書類がありましたら、添付してください。